

様式

補助金等の創設に係る審査書

補助金等名称	新型コロナウイルス感染症自宅療養者への食料支援等事業
担当部署	福祉部 健康課
担当者名	工藤 洋介
補助対象	原則、町内在住の次のいずれかに該当する方（世帯）で、支援を希望するもの ① 医療機関で、新型コロナウイルス感染症と診断され、自宅療養されている方 ② 同居家族全員が自宅療養又は濃厚接触者となり健康観察期間にある世帯 いずれも既に東京都から食料品等を送付されている場合を除く。
規程等	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第44条の3第6項 瑞穂町新型コロナウイルス感染症自宅療養者等療養支援事業実施要綱（制定予定）
事業概要（できるだけ詳細に記述し、必要な場合には別紙として添付すること）	（1）支援内容 東京都自宅療養者フォローアップセンターからの配送が届くまでの3日程度の食料等の提供 レトルトごはん、おかゆ、缶詰、レトルトカレー、即席カップめん、みそ汁、クラッカー、ビスケット、ゼリー飲料、野菜ジュース、スポーツドリンク等を想定 （2）申込方法 月曜日から金曜日まで（祝日を除く。）の間に保健センターに電話で申込み 聴覚障がいのある方に限り、本人の同意の下、ファクスで申込み可能 （3）配送方法 申込みの当日又は翌日に配送（土曜日、日曜日、祝日を除く。） 感染予防のため、対面での受け渡しを行わず、玄関先などに町職員が置き配で配送し、終了時に療養者に連絡します。
補助の必要性（できるだけ詳細に記述し、必要な場合には別紙として添付すること）	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第44条の3第6項の規定により、都道府県が自宅療養者等に対する食事の提供等の生活支援を行うに当たっては、必要に応じ市町村と連携するよう努めなければならないこととされています。 現在、変異株の置き換わりによって、子どもから大人への家庭内感染が懸念され、食料確保が難しくなる可能性があるため、自宅療養されている方の不安を軽減し、療養に専念しやすい環境を整えるものです。
補助金額	次の食料品を3日分程度現物給付 レトルトごはん、おかゆ、缶詰、レトルトカレー、即席カップめん、みそ汁、クラッカー、ビスケット、ゼリー飲料、野菜ジュース、スポーツドリンク等を想定
補助割合	東京都区市町村との共同による感染拡大防止対策推進事業補助金 （補助率10分の10）

実施期間

令和3年9月6日から当分の間（およそ1か月程度）

その他

- （1）インターネット通販又は宅配サービスによって食料等確保を検討されるよう呼び掛けます。
- （2）パルスオキシメータが入手可能となった際には、貸出しを開始することも視野に入れ、検討しています。
- （3）食料等配送時には、家庭ごみの排出方法の注意事項を添付します。